

# 巻頭言

## 社会福祉法改正によるこれからの流れ

平成二十九年四月一日より社会福祉法の改正が施行され、評議員会や理事会の役割も変わり、社会福祉法人の在り方が問われております。ガバナンスの強化も今回の改正の大きなポイントとなっており、役員や評議員に対する職務内容が変更されました。

評議員の選任については、評議員選任・解任委員会で選任されることとなり、評議員選任・解任委員は外部委員、施設監事、事務局員を含む三名以上での構成となっております。

役員を選任については、これまで同様評議員会にて選任されますが、以前のように評議員と理事の兼任はできなくなっております。

また、任期についても評議員は選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の最終時まで、役員は選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の最終時までとなっております。

今後はより一層透明性の高い、地域に根差した法人となるよう役員一丸となって法人運営に邁進していきたいと思えます。

### 社会福祉法人友愛会 評議員 改選

去る三月十六日に開催されました評議員選任・解任委員会にて次の方が評議員に選任されました。

● 任期…平成二十九年四月一日から選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の最終時まで

- 評議員…鈴木 正喜  
山口 敏彦  
高橋 良夫  
伊藤 順哉  
橋本 美香  
安藤 愛子  
荒井 一行



### 社会福祉法人友愛会 理事・監事 改選 及び 理事長 選定

去る六月十七日に開催されました第七十回評議員会にて、役員改選が行われ、次の方が役員に選任されました。また、六月十九日に開催された第百四十九回理事会にて理事の中より荒井与志久氏が理事長に選定されました。

● 任期…平成二十九年六月十七日から選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の最終時まで

- 理事長…荒井 与志久  
● 理事…高村 和夫  
加藤 昭弘  
峯田 典明  
安達 憲昭  
荒井 芳博

- 監事…佐藤 雄朔  
井上 健一

